

報 告 事 項

令 和 7 年 12 月 定 例 会

令和7年12月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
48	工事請負の契約の変更の専決処分について（市道岡崎阿知和スマートインター線東阿知和橋橋りょう整備工事）	5
49	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	9
50	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	13
51	工事請負の契約の変更の専決処分について（岡崎市立根石小学校北棟大規模改修給排水衛生設備工事）	17
52	工事請負の契約の変更の専決処分について（岡崎市立根石小学校北棟大規模改修電気設備工事）	21

令和7年報告第48号

工事請負の契約の変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

岡崎市長 内田康宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された工事請負の契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和7年11月18日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

令和7年4月14日専決「工事請負の契約の変更の専決処分について（市道岡崎阿知和スマートインター線東阿知和橋橋りょう整備工事）」を経て締結した工事請負契約の契約金額「422,671,700円」を「431,465,100円」に改める。

令和7年報告第49号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

岡崎市長 内田康宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年11月14日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

(1) 日時

令和7年10月3日午後6時頃

(2) 場所

岡崎市板屋町地内

(3) 内容

相手方が相手方所有の自動車で市道板屋5号線を北進中、側溝の蓋に乗り上げたところ蓋が跳ね上がり、当該自動車の右後部バンパーが損傷した。

2 損害賠償額

59,268円

3 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金59,268円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市100パーセント、相手方0パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金59,268円の支払義務があることを認める。
- (4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (5) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和7年報告第50号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

岡崎市長 内田康宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年11月18日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

(1) 日時

令和7年7月17日午前11時20分頃

(2) 場所

岡崎市恵田町字下田地内

(3) 内容

花園緑地内に植栽されている岡崎市の所有管理に係るコナラ1本が隣接する相手方所有地に倒れ、相手方が所有するサイクルポート及び給水管に接触したことにより、当該サイクルポート及び給水管が損傷した。

2 損害賠償額

592,962円

3 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金592,962円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市100パーセント、相手方0パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金592,962円の支払義務があることを認める。
- (4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (5) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和7年報告第51号

工事請負の契約の変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

岡崎市長 内田康宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された工事請負の契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和7年11月18日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

令和6年9月13日議決「工事請負の契約について（岡崎市立根石小学校北棟大規模改修給排水衛生設備工事）」を経て締結した工事請負契約の契約金額「162,800,000円」を「164,814,100円」に改める。

工事請負の契約の変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

岡崎市長 内田康宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された工事請負の契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和7年11月18日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

令和6年9月13日議決「工事請負の契約について（岡崎市立根石小学校北棟大規模改修電気設備工事）」を経て締結した工事請負契約の契約金額「198,550,000円」を「201,690,500円」に改める。